

令和6年度

集団指導 短期入所療養介護

福祉局指導監査部指導第一課
介護機関指導担当

今回の内容

- 1 人員基準
- 2 運営基準

①勤務体制の確保等	②業務継続計画の策定等
③利用料等の受領	④指定短期入所療養介護の取扱方針(身体的拘束等)
⑤短期入所療養介護計画の作成	⑥衛生管理等
⑦掲示	⑧秘密保持等
⑨虐待の防止	

- 3 報酬関係
- 4 運営指導の主な指摘事項(参考:介護医療院)
- 5 まとめ
- 6 主な法令等

1 人員基準

<介護医療院>

- ◆利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院として必要な数となるために必要な数以上

<療養病床を有する病院又は診療所>

- ◆医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要な数となるために必要な数以上

<診療所(上記以外)>

- ◆当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とし、かつ、夜間においては緊急時の連絡体制の整備をするとともに、看護職員又は介護職員を一人以上配置すること。

2 運営基準①「勤務体制の確保等」

<勤務表>

- ◆月ごとに作成を行うこと

- ◆日々の勤務時間を明確に記載すること

→人員基準を満たしていることが確認できるように作成すること

<研修の機会の確保>

- ◆介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること

2 運営基準①「勤務体制の確保等」

＜セクハラ・パワハラを防止するための措置＞

- ◆職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること
- ◆相談に対応する担当者を定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること

3 運営基準②「業務継続計画の策定等」

◆目的

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定短期入所療養介護の提供を受けられるようにするため

＜業務継続計画の策定＞

① 感染症に係る業務継続計画

イ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）

ロ 初動対応

ハ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

② 災害に係る業務継続計画

イ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）

ロ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）

ハ 他施設及び地域との連携

2 運営基準②「業務継続計画の策定等」

<研修>

- ◆感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと
- ◆定期的(年1回以上)な教育を開催すること
- ◆新規採用時には別に研修を実施することが望ましい
- ◆研修の実施内容を記録すること

<訓練>

- ◆業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を行うこと
- ◆定期的(年1回以上)に実施すること

※業務継続計画の策定をしていなければ、業務継続計画未策定減算が適用となるため注意

2 運営基準③「利用料等の受領」

＜規則で定める費用＞

- ①食事の提供に要する費用
 - ②滞在に要する費用
 - ③利用者が選定する特別な療養室の提供に伴い必要となる費用
 - ④利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用
 - ⑤送迎に関する費用(送迎加算を除く)
 - ⑥理美容に要する費用
 - ⑦指定短期入所療養介護として提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの(その他の日常生活費)
- ◆利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ること
- ◆特に①～④については、文書により利用者の同意を得ること

2 運営基準③「利用料等の受領」

＜その他の日常生活費＞

- ①利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業所が提供する場合に係る費用
- ②利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

- ◆利用者等又はその家族等の自由な選択に基づくこと
- ◆利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得ること
- ◆運営規程に対象となる便宜及びその額を定め、事業所の見やすい場所に掲示すること
- ◆事業者がすべての利用者等に対して物品等を一律に提供し、すべての利用者等からその費用を画一的に徴収することは認められない

2 運営基準④「指定短期入所療養介護の取扱方針(身体的拘束等)」

◆利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行わないこと

◆身体的拘束等を行う場合は、

①その態様及び時間

②その際の利用者の心身の状況

③緊急やむを得ない理由

を主治医が診療録に記載すること

身体拘束廃止未実施減算

※令和7年4月開始

- 令和7年4月1日(必着)までに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」により「基準型」として届出がない場合、「減算型」とみなされますのでご注意ください。

※減算に係る届出は、東京都福祉保健財団が提出先(介護老人保健施設・介護医療院併設の短期入所療養介護のみ東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課)となります。

2 運営基準⑤「短期入所療養介護計画の作成」

- ◆指定短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定短期入所療養介護の内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成すること
- ◆居宅サービス計画が既に作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って作成すること
- ◆施設に介護支援専門員がいる場合には、介護支援専門員に短期入所療養介護計画作成のとりまとめを行わせること
- ◆相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される場合、短期入所療養介護計画の内容について利用者等に説明し、利用者の同意を得て、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付すること

2 運営基準⑥「衛生管理等」

＜①感染対策委員会＞

- ◆幅広い職種により構成すること
- ◆構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくこと
- ◆利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催すること

2 運営基準⑥「衛生管理等」

<②指針の整備>

①平常時の対策

- ・施設内の衛生管理(環境の整備等)
- ・ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)

②発生時の対応

- ・発生状況の把握 ・感染拡大の防止
- ・医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携
- ・行政等への報告
- ・発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制の整備

2 運営基準⑥「衛生管理等」

<③研修>

- ◆感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする
- ◆定期的(年1回以上)な教育を開催すること
- ◆新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい
- ◆研修の実施内容を記録すること

2 運営基準⑥「衛生管理等」

<訓練>

- ◆感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施すること
- ◆定期的(年1回以上)に実施すること

2 運営基準⑦「揭示」

- ◆運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に掲示すること
- ◆従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと
- ◆重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定短期入所療養介護事業所に備え付けることで掲示に代えることができる

※令和7年4月以降は「書面揭示」に加え、重要事項をウェブサイトに掲載・公表しなければならないため注意

2 運営基準⑧「秘密保持」

- ◆従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること

(例) 当該指定短期入所療養介護事業所の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置く

- ◆サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること

2 運営基準⑨「虐待の防止」

◆目的

虐待の発生及び再発を防止し、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を達成するため

<虐待防止検討委員会>

- ◆管理者を含む幅広い職種で構成すること
- ◆構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に行うこと
- ◆以下のような事項について検討し、そこで得た結果について従業者に周知徹底を図ること（次のページを参照）

2 運営基準⑨「虐待の防止」

〈委員会での検討事項〉

- ・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する
こと
- ・従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・上記の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

2 運営基準⑨「虐待の防止」

＜虐待防止のための指針＞

次のような項目を盛り込むこと

- ◆事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ◆虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ◆虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ◆虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ◆虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ◆成年後見制度の利用支援に関する事項
- ◆虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ◆利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ◆その他虐待の防止の推進のために必要な事項

2 運営基準⑨「虐待の防止」

<研修>

- ◆内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該短期入所療養介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする
- ◆指針に基づいた研修プログラムを作成すること
- ◆定期的な研修(年1回以上)を実施すること
- ◆新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること
- ◆研修の実施内容について記録すること

<担当者の設置>

- ◆前述の措置を適切に実施するための担当者を置くこと

3 報酬関係①介護給付費の算定

◆ 介護給付費算定の注意点

※算定に係る従業者の勤務状況や利用者等の割合を常に把握しておくこと。

(例)

- ・定員超過、人員欠如状態になっていないか
- ・重篤な身体疾病を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者、喀痰(かたん)吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者、ターミナルケアを実施している入院患者の人数と割合を確認しているか

4 報酬関係②加算の算定

◆ 加算の算定における注意点

事前に加算の算定要件及び趣旨について、重要事項説明書等により利用者に説明し、同意を得ておくこと

※要件の確認 →加算を算定する前には要件及び要件を満たしているかどうかを必ず確認！

※加算の意義 →加算の趣旨を考察

＜加算を適切に算定していない場合、返還となります＞

◆ 令和6年度改定において新設された主な加算

- ・口腔連携強化加算
- ・生産性向上推進体制加算

4 報酬関係③ 指摘事項例

<例1 送迎加算の算定について>

◆ 算定要件を確認

→利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する

◆ 算定の根拠書類を確認

→送迎記録等

◆ 算定要件を満たしているか確認

→送迎記録がない・事業所間の送迎を行っている

→返還

4 報酬関係④ 指摘事項例

<例2 理学療法に係る加算(注5)の算定について>

- ◆ 算定要件を確認

- 専従する常勤の理学療法士を2名以上配置

- ◆ 算定の根拠書類を確認

- 勤務表等

- ◆ 算定要件を満たしているか確認

- 理学療法士が2名勤務していない日に加算を算定している

- 返還

※注5...厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び
単位数別表第一の9の口の注5(平成12年2月10日厚生労働省告示第30号)

4 運営指導の主な指摘事項 (参考:介護医療院)

指摘事項
勤務体制を確保すること。 (勤務表を作成していない等)
身体拘束等の取扱いについて適正に行うこと。 (緊急やむを得ない理由を記載していない等)
秘密保持のために必要な措置を講じること。 (入院患者の同意を得ていない等)
事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。 (事故発生後に区市町村に報告を行っていない等)
料金や加算の算定等について、誤りがあるので、是正すること。

5 最後に＜まとめ＞

- ◆ 法令・基準を見る習慣をつくる。
- ◆ 各種計画に基づくサービスを提供する。
- ◆ 記録・保存の必要性・重要性を理解する。
- ◆ 加算の算定要件の確認し算定する。

⇒より良いサービスへの心掛けをお願いします！

6 主な法令等

◆条例

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日付条例第111号)
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年10月11日条例第112号)

◆規則

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日付規則第141号)

◆要領

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日付24福保高介第1882号)

6 主な法令等

◆報酬基準等

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日付厚生省告示第19号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日付老企第40号）
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚告第127号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）